

飼料作物の放射性物質検査について（平成31(2019)年産）（概要版）

平成31(2019)年3月25日

農政部畜産振興課

1 国の考え方

(1) 検査対象作物

栃木県：除染対象地域（那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市）の永年生牧草及び野草・畦畔草等

(2) 検査方法

①永年生牧草

- 未除染牧草地：原則として除染を実施。

時間経過に伴う減衰等により牧草中の放射性セシウム濃度の低減が期待される場合には、ロット検査により利用の可否を判断できる。

- 除染済牧草地：ロット検査により利用の可否を判断する。

②野草・畦畔草等：管理されている土地に限り、ロット検査により利用の可否を判断する。

2 県の考え方

(1) **永年生牧草** 公共牧場等の放牧利用を含む。

- 除染対象地域（那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市）において、除染の有無に関わらず給与前検査により流通・利用の可否を判断する。

※H30(2018)年産まで給与前検査対象であった大田原市の公共牧場は放牧利用可とする。また、同市内で、原発事故後、新たに永年生牧草の利用を開始する生産者は、給与前検査を実施する。

(2) **野草・畦畔草等**

- 除染対象地域（那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市）においては、原発事故後、継続的な管理が行われていない土地では、利用自粛とする。継続的な管理がおこなわれている土地では、給与前検査により流通・利用の可否を判断する。

- 大田原市においては、継続的な管理を問わず、給与前検査により流通・利用の可否を判断する。

(3) それ以外の飼料作物は、地域ごとに定める給与前検査を実施する。

(4) 検査対象地域において、過去の検査結果（再生草を含む）や収穫作業状況等から放射性セシウム濃度が著しく低いと考えられるロットについては、県の判断により検査を行わずに利用可とすることができます。

【飼料作物の流通・利用の可否を判断する放射性物質検査等一覧】

地域	永年生牧草		単年生牧草	長大飼料作物	麦稈	稻WCS	野草・畦畔草等 (林地の草を除く)		稻わら
	未除染牧草地	除染済牧草地					管理無し	管理あり	
那須									
那須塩原									
矢板	給与前検査	給与前検査	給与前検査	ダイレクトカット：流通・利用可 予乾調製体系：給与前検査	流通・利用可	流通・利用可	ダイレクトカット：流通・利用可 予乾調製体系：給与前検査	給与前検査	給与前検査
塩谷									
日光									
鹿沼									
大田原	流通・利用可		流通・利用可				利用自粛	給与前検査	流通・利用可
県東	流通・利用可								
県南	流通・利用可						給与前検査	流通・利用可	

※ 表中の **■** は流通・利用自粛とする。

※ 表中の **●** は流通・利用自粛とし、検査結果により自粛解除を判断する。

流通・利用の自粛解除の方法

検査結果により流通・利用自粛解除の可否を判断する。（数値は水分80%補正値）

- 流通・利用の自粛解除は搾乳牛※、乾乳牛は50Bq/kg、それ以外の牛は100Bq/kgを基準に判断する。※分娩2か月前以降の初妊牛を含む
- 給与前検査の結果に応じて給与診断表を県で作成し、JA・酪農協等に提供する。